

証券コード 2375
平成27年1月14日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿七丁目21番3号
スリープログループ株式会社
代表取締役社長 村 田 峰 人

第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第38期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年1月28日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年1月29日（木曜日）午前10時00分
2. 場 所 東京都新宿区西新宿七丁目21番20号
関東交通共済協同組合ビル 地下2階
関交協ハーモニックホール
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第38期（自平成25年11月1日 至平成26年10月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第38期（自平成25年11月1日 至平成26年10月31日）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 取締役5名選任の件
 - 第2号議案 監査役2名選任の件
 - 第3号議案 社外取締役及び監査役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額および具体的な内容決定の件

4. 議決権の行使に関する事項

代理人による議決権行使

株主様の代理人によるご出席の場合は、代理人は当社の議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。(その際、代理人としてご出席される株主様ご本人の議決権行使書用紙と共に、代理権を証明する書面をご提出ください。)

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ではございますが議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また受付の際、本人確認をさせていただく場合がございますのでご了承くださいませようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<http://www.threepro.co.jp/>)に掲載させていただきます。  
~~~~~

(添付書類)

事業報告

(自 平成25年11月1日)
(至 平成26年10月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成25年11月1日から平成26年10月31日まで）におけるわが国経済は、政府の経済政策や日銀の金融緩和政策に伴う円高の解消、輸出産業を中心とした業績回復も見られ、景気は回復傾向にありました。その一方で、4月の消費税引き上げに伴う個人消費の落ち込みもあり、業種によっては業績の停滞感も見られ、企業を取り巻く環境は依然として不透明な状況が続いております。

国内の雇用環境につきましては、厚生労働省発表の有効求人倍率は、平成26年10月で1.10倍（平成25年10月は0.98倍）、総務省発表の労働力調査によると、完全失業率は平成26年10月では3.5%（同4.0%）となっております。各数値とも昨年同時期比較では順調に改善、回復基調は継続してはいるものの、直近では若干の悪化が見られる等、雇用環境は楽観視できない状況にあります。

このような環境の中、当社グループは、ITを軸とした12万5,000人の登録エージェントによるBPO事業の更なるサービスの品質・効率の向上、強化に取り組んでまいりました。

当社グループはBPO事業のみの単一セグメントとなっておりますが、事業の詳細については以下のとおりであります。

通信キャリアの新規顧客開拓や家電量販店での営業・販売支援サービスについては、海外PCメーカーの店頭販売支援サービスならびに家電量販店を中心とした販売支援業務において、従来以上に効率的な運営に注力することにより、底堅く推移いたしました。

ITに特化した導入・設置・交換支援サービスにおいては、Windows XPのサポート終了に伴う移行案件が継続したほか、全国レベルでの通信ネットワーク整備案件等、多様な案件が寄与、通期で堅調に推移いたしました。また、従来より注力しているスマートフォン・タブレット端末向けのキッティング業務や携帯電話・スマートデバイス無線通信の基地局案件についても、堅調に推移いたしました。

主にIT周辺機器やインターネット接続に関わるヘルプデスクを提供する運用支援サービス（コールセンターの運営等）においては、IT周辺のヘルプデ

スクのニーズは底堅く、安定的に推移いたしました。

平成25年6月に本格稼働いたしました福岡コンタクトセンターについても、開設から1年が経過し、受注、引合とも増加しており、稼働席数は順調に増加しております。

主に子会社スリープロウィズテック(株)で展開している情報システムやエンジニアリング分野での受託開発や人材支援サービスにおいては、受注環境は堅調に推移するとともに、優秀なエンジニアの採用も積極的に行っており、引き続き業績拡大を目指してまいります。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は94億2百万円（前連結会計年度比7.1%増）、営業利益は3億33百万円（前連結会計年度比46.9%増）、経常利益は3億36百万円（前連結会計年度比47.2%増）、当期純利益は2億42百万円（前連結会計年度比47.5%増）となりました。

(注) BPO (Business Process Outsourcing) とは、ビジネス・プロセス・アウトソーシングの略称であり、顧客企業の業務処理（ビジネスプロセス）の一部を専門業者に外部委託することです。専門業者が業務プロセスを分析、企画することで顧客企業にとって業務プロセスの最適化、運用コストの変動費化等のメリットがあります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した当社グループの設備投資の総額は21,055千円であります。

この主な内訳は、当社においてコンタクトセンターシステムの増席費用として総額6,980千円の投資を行っております。

③ 資金調達の状況

該当事項はございません。

④ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得の状況

該当事項はございません。

⑤ 重要な組織再編等

該当事項はございません。

(2) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第 35 期 (平成23年10月期)	第 36 期 (平成24年10月期)	第 37 期 (平成25年10月期)	第 38 期 (当連結会計年度) (平成26年10月期)
売 上 高(千円)	11,826,229	9,390,342	8,782,354	9,402,286
当 期 純 利 益(千円)	243,732	383,977	164,152	242,139
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	14,044円73銭	73円75銭	31円53銭	46円51銭
総 資 産(千円)	2,850,750	2,800,940	3,376,373	3,558,115
純 資 産(千円)	645,529	1,048,074	1,289,208	1,531,855
1 株 当 た り 純 資 産 額	37,197円74銭	201円31銭	247円55銭	292円63銭

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第36期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。

なお、平成24年12月11日開催の取締役会決議に基づき、平成25年1月1日付で普通株式1株につき300株の割合をもって株式分割を行いました。第36期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
(連結子会社)			
スリープロ(株)	100百万円	100.0%	BPO事業
スリープロウイズテック(株)	100百万円	100.0%	BPO事業
スリープロエージェンシー(株)	100百万円	100.0%	BPO事業

(4) 企業集団の対処すべき課題

① 事業体制の強化

当社グループは平成18年の純粋持株会社化とBPO事業のサービスの確立、平成24年5月の子会社統合実施により、子会社ごとのより一層の迅速な意思決定と、各サービスの連携による事業拡大を推進する体制を整えました。今後はこの体制をより活かしていくべく、サービス品質の向上、当社独自のサービスの開発、営業力の強化を継続的な課題としております。

② 法的規制等について

(労働者派遣法・労働契約法の改正について)

平成24年10月1日より改正労働者派遣法が、平成25年4月1日より改正労働契約法が施行されました。当社グループは、法令を遵守した事業運営に努め、対策の立案・実施・従業員への指導教育を徹底する等、上記における改正については対応を完了しており、影響は僅少であると考えております。次年度には再度、国会において労働者派遣法の改正が予定されており、速やかに対応できるよう情報収集に努めております。

(業務請負と人材派遣の区分について)

当社グループが提供しているサービスの中で、長期のアウトソーシング業務を提供するにあたり、「労働基準法の『労働者』の判断基準について」(昭和60年12月19日・労働基準法研究会報告)及び最近の判例(新宿労基署長事件・東京高裁平成14年7月11日・労判832-13)等に従い、クライアントとの契約が請負契約である場合でも、必要に応じてエージェントと契約社員契約又はパートタイマー契約のいずれかの雇用契約を締結しております。

さらに、一般労働者派遣事業許可を取得し、「労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準」(昭和61年4月17日・労働省告示第37号)に従って、長期請負業務と人材派遣業務を区分して提供しており、法令遵守に細心の注意を払っております。当社グループでは、法令を遵守しており、禁止業務での派遣・期間制限を超えた受け入れなどは一切行っておりません。

また、近年、偽装請負問題や家電量販店の店頭への人材派遣に関し、適法性を問われる他社事例が見受けられますが、当社グループは、従業員への指導教育を徹底し、法令遵守に細心の注意を払って事業運営にあたっております。

③ 機密情報・個人情報の管理について

当社グループは、多数のエージェント、クライアント及びエンドユーザーの機密情報・個人情報を保有しております。これらの情報資産の取り扱いにつきましては、平成17年4月1日に「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」が施行され、企業における取り扱いの適正化と管理に対する企業責任が強化されました。

この点、当社グループにおきましては、平成19年3月に、情報セキュリティ管理システムの認証制度である、ISO/IEC27001の認証を当社、主要な関連子会社及び拠点にて取得いたしました。また、グループ各社に共通の「プライバシーポリシー」と「セキュリティポリシー」を制定し、グループ全体を網羅する情報セキュリティ運営委員会を設置しております。

そして当委員会の綿密な連携体制のもと、従業員及びエージェントからは、個人情報を含む機密情報の漏洩をしないことを記載し違反の際には罰則を伴う誓約書の提出を義務づけております。また、パソコン等の情報機器の取り扱いに関しては、ファイル共有ソフトの厳格な禁止や、悪意のあるソフトウェア対策の継続的な実施、端末への外部記憶機器の接続制限、情報端末自体の記憶装置の使用制限などを実施し、定期的な実施状況の確認により安全性の維持を図っております。

さらに、エージェントに対しては、業務遂行上で知り得た機密情報・個人情報の取り扱いについて「エージェント規約」及び「業務委託契約」において損害賠償責任を明確に定めることにより情報取り扱いへの注意力と規約違反への抑止力を高め、研修を通じてモラル教育を徹底しております。

【参考情報】

- ・プライバシーポリシー <http://www.threepro.co.jp/privacy/privacy.html>
- ・セキュリティポリシー <http://www.threepro.co.jp/privacy/security.html>

(5) 主要な事業内容（平成26年10月31日現在）

当社グループの事業内容としてはBPO事業を行っております。BPO事業はITビジネスにおけるそれぞれの場面に応じて、①営業・販売支援、②導入・設置・交換支援、③運用支援の3つのサービスを行っております。

主な、事業区分とサービス内容は次のとおりであります。

事業区分	サービス内容	提供グループ会社
B 事 業	営業・販売支援サービス (店頭販売支援サービス、成果報酬型営業請負サービス、店頭巡店サービス)	スリープロ(株)
	導入・設置・交換支援サービス (フィールドサポートサービス、パソコン設置・設定サービス、ネットワーク構築・保守サービス)	スリープロ(株)
	運用支援サービス (IT人材派遣サービス、コールセンター構築・コールセンタースタッフ支援サービス)	スリープロ(株) スリープロウィズテック(株)

*その他、特例子会社のスリープロエージェンシー(株)があります。

(BPO事業)

営業・販売支援サービスは、パソコン、デジタルカメラ、テレビといったデジタル機器などIT関連製品を中心とした高機能家電、さらには大手食品メーカーの製品まで、広範な販売支援サービスを提供し、主として家電量販店や大手総合スーパー、郊外型ショッピングセンターなどで、当社グループに登録するエージェントが製品説明やプロモーションを行います。また成果報酬型による取引先企業の新規開拓営業や通信キャリアの営業代行、携帯キャリアのアンテナ基地局設置の勧奨業務などの営業請負も日本全国で行っております。

導入・設置・交換支援サービスは、大手システム企業やメーカー、ホテルチェーンなど法人ユーザーや官公庁を対象として、オフィスのITインフラ整備や電子マネー端末などのIT端末の設置、バージョンアップに伴う入れ替え作業、ネットワークの構築や保守、管理サービスを提供しており、短期で大規模な展開が日本全国で可能です。また、大手電機メーカーや通信キャリアなどの顧客向けサービスとして、デジタル機器、デジタル家電、スマートフォンといった製品を購入したユーザーや各種インターネット通信サービスに加入されたユーザーに対して、当社グループに登録するエージェントが製品の開梱・設置・設定サービスを日本全国で提供し、アフターサポートの充実と差別化を実現しております。

運用支援サービスは、企業の製品やサービスを利用する個人ユーザーや法人ユーザー向けのコールセンターに対し、オペレーター人材の採用から教育、派遣、運用管理まで行います。さらには、人事労務事務、システム開発等、特別なスキルを要する業務も一括して請負うといったフルアウトソーシングサービスを提供しております。また、ITスキルを備える人材を必要とする企業に対しての人材派遣や人材紹介をはじめ、経理事務、開発技術者といった高スキル人材サービスの提供を日本全国で行っております。

(6) 主要な拠点等 (平成26年10月31日現在)

当社本社 東京都新宿区西新宿七丁目21番3号

(BPO事業)

営業拠点	スリープロ(株)	(東京都新宿区)
	スリープロ(株) 札幌センター	(北海道札幌市)
	スリープロ(株) 仙台センター	(宮城県仙台市)
	スリープロ(株) 名古屋センター	(愛知県名古屋市)
	スリープロ(株) 大阪センター	(大阪府大阪市)
	スリープロ(株) 広島センター	(広島県広島市)
	スリープロ(株) 福岡センター	(福岡県福岡市)
	スリープロ(株) 福岡コンタクトセンター	(福岡県福岡市)
	スリープロウィズテック(株)	(東京都新宿区)
	スリープロウィズテック(株) 静岡開発部	(静岡県静岡市)

(その他事業)

営業拠点	スリープロエージェンシー(株)	(東京都新宿区)
------	-----------------	----------

(7) 使用人の状況（平成26年10月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
338名(103名)	23名増(12名増)

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー)は、()内数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
24名(5名)	2名減(2名減)	40.2歳	4年11ヶ月

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数(契約社員、パートタイマー)は、()内数で記載しております。

2. 平均勤続年数は、臨時雇用者(契約社員、パートタイマー)も含めて計算しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成26年10月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	149,173千円
株式会社りそな銀行	121,577千円
株式会社商工組合中央金庫	70,250千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	50,000千円

(9) その他企業集団の現況に関する事項

当社の主要株主であるSB PACIFIC CORPORATION LIMITEDの議決権所有割合は27.66%であるため、「その他の関係会社」に該当いたします。

(2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(平成26年10月31日現在)

平成26年5月23日取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数

80,000個 (新株予約権1個につき1株)

- ・新株予約権の目的となる株式の種類と数

当社普通株式 80,000株

- ・新株予約権の行使時の払込金額

割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は当該終値を行使価格とする

- ・新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役	3名	80,000個
-------	----	---------

- ・新株予約権の割当日

平成26年6月30日

- ・新株予約権を行使することができる期間

割当数の25%：平成28年7月1日から平成36年6月30日までの期間

割当数の25%：平成29年7月1日から平成36年6月30日までの期間

割当数の25%：平成30年7月1日から平成36年6月30日までの期間

割当数の25%：平成31年7月1日から平成36年6月30日までの期間

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

平成26年5月23日取締役会決議による新株予約権

・新株予約権の数

126,000個（新株予約権1個につき1株）

・新株予約権の目的となる株式の種類と数

当社普通株式 126,000株

・新株予約権の行使時の払込金額

割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は当該終値を行使価格とする

・新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社使用人	3名	24,000個
子会社の役員及び使用人	22名	102,000個

・新株予約権の割当日

平成26年6月30日

・新株予約権を行使することができる期間

割当数の25%：平成28年7月1日から平成36年6月30日までの期間

割当数の25%：平成29年7月1日から平成36年6月30日までの期間

割当数の25%：平成30年7月1日から平成36年6月30日までの期間

割当数の25%：平成31年7月1日から平成36年6月30日までの期間

③ その他新株予約権等の状況

当事業年度の末日において使用人等が保有する新株予約権の状況

発行決議の日	平成17年2月15日	平成18年4月21日	平成25年9月3日
保有者数	1名	11名	23名
新株予約権の数	20個	145個	103,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 6,000株 (新株予約権1個につき 300株)	普通株式 43,500株 (新株予約権1個につき 300株)	普通株式 103,000株 (新株予約権1個につき 1株)
新株予約権の発行価額	無償	無償	無償
1株当たり払込金額	516円	594円	297円
権利行使期間	平成19年2月1日から 平成27年1月27日まで	平成20年2月1日から 平成28年1月27日まで	平成27年10月1日から 平成35年9月30日まで

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況（平成26年10月31日現在）

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	村 田 峰 人	SPRING(株) 代表取締役社長 WELLCOM(株) 代表取締役社長 (株)アドテック 社外監査役
取締役副社長	古 野 孝 志	スリープロウィズテック(株) 代表取締役
取 締 役	ロバート・ファン	SB PACIFIC CORPORATION LIMITED 代表取締役
取 締 役 会 長	関 戸 明 夫	
取 締 役	北 村 章 彦	
常 勤 監 査 役	井 田 眞	
監 査 役	加 地 誠 輔	アクセリア(株) 常勤監査役
監 査 役	石 井 泰 次	(株)セゾン情報システムズ 社外監査役 (株)アルテックジャパン 社外監査役

- (注) 1. 取締役ロバート・ファン氏及び取締役北村章彦氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役加地誠輔氏及び監査役石井泰次氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 社外取締役北村章彦氏及び社外監査役加地誠輔氏は、金融商品取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。

② 事業年度中に退任した取締役及び監査役（平成26年10月31日現在）

該当事項はございません。

③ 取締役及び監査役の報酬等の額

（平成25年11月1日から平成26年10月31日までの1年間）

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	4名 (1名)	42,936千円 (1,200千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	5,400千円 (2,400千円)
合 計 (うち社外役員)	7名 (3名)	48,336千円 (3,600千円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成21年1月29日開催の第32期定時株主総会決議において年額300,000千円（うち社外取締役の報酬額を50,000千円以内）、平成26年1月29日開催の第37期定時株主総会決議において、ストックオプションとしての新株予約権に関する別枠での報酬額年額30,000千円と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成21年1月29日開催の第32期定時株主総会決議において年額100,000千円と決議いただいております。
3. 報酬等の額には、ストックオプションとして取締役に付与した新株予約権1,279千円及び当事業年度に係る役員賞与18,000千円が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役ロバート・ファン氏は、SB PACIFIC CORPORATION LIMITEDの代表取締役を兼務しております。なお、当社はSB PACIFIC CORPORATION LIMITEDとの間に取引関係はありません。
- ・監査役加地誠輔氏は、アクセリア(株)の常勤監査役を兼務しております。なお、当社はアクセリア(株)との間に取引関係はありません。
- ・監査役石井泰次氏は、(株)セゾン情報システムズの社外監査役及び(株)アルテックジャパンの社外監査役を兼務しております。なお、当社は(株)セゾン情報システムズ及び(株)アルテックジャパンとの間に取引関係はありません。

ロ. 主な活動状況

	活 動 状 況
取 締 役 ロバート・ファン	当事業年度に開催された取締役会10回のうち6回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役 北 村 章 彦	当事業年度に開催された取締役会10回のうち10回出席し、議案の審議に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役 加 地 誠 輔	当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回出席し、監査役会14回のうち14回出席しております。経営者として培った豊富な経験から取締役会において、業務執行状況の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において当社の経理システム並びに内部監査について、適宜必要な発言を行っております。
監 査 役 石 井 泰 次	当事業年度に開催された取締役会10回のうち9回出席し、監査役会14回のうち14回出席しております。経営者として培った豊富な経験から取締役会において、業務執行状況の妥当性・適法性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において当社の経理システム並びに内部監査について、適宜必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社は、平成19年1月26日開催の第30期定時株主総会において定款を変更し、社外取締役及び社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当社は社外取締役ロバート・ファン氏、社外取締役北村章彦氏、社外監査役加地誠輔氏及び社外監査役石井泰次氏と、当該定款に基づき、会社法第427条第1項の規定により、法令が定める額を限度として会社法第423条第1項の損害賠償責任を負担する旨の責任限定契約を締結しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称

UHY東京監査法人

② 報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	22,500千円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

3. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を制定し、代表取締役がその精神を役職者をはじめ子会社全使用人に継続的に伝達することにより、法令と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。
- ② 代表取締役は、管理本部担当執行役員をコンプライアンス全体に関する総括責任者として任命し、総括責任者を委員長とするコンプライアンス委員会がコンプライアンス体制の構築・維持・整備にあたる。
- ③ 取締役会は、取締役会規程に基づき、法令・定款及び株主総会決議に従い、経営に関する重要事項を決定すると共に、取締役の職務執行を監督する。また、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の早期把握と改善に努める。また、取締役は、法令・定款・取締役会決議及びその他社内規程に従い職務を執行する。
- ④ 監査役会は、監査役会規程に基づき、執行役員会・取締役会への参加、監査役監査の実施を通じて、取締役の職務執行状況を監督する。また、監査役会は内部監査室と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令・定款及び社内規程上の問題の有無、並びに各業務が法令・定款及び社内規程に準拠して適正に行われているかを調査し、取締役会及び執行役員会に報告する。
- ⑤ 当社は、使用人が法令・定款及び社内規程上疑義のある行為等を認知し、それを告発しても、当該使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する内部通報規程を制定すると共に、内部通報窓口を設ける。
- ⑥ 当社は、取締役や使用人に対する継続的な啓発活動を行うため、企業倫理研修等を実施する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社は、取締役の職務執行に係る情報については、情報管理規程・文書管理規程に基づき、その保存媒体を通じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、文書管理規程で規定した保存期間は閲覧可能な状態を維持する。
- ② 職務執行の公平性を監督する機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社の業務執行に係るリスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクについての管理体制を整える。
- ② 当社は、リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。
- ③ 監査役会及び内部監査室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。
- ④ 取締役会及び執行役員会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- ⑤ 当社は、不測の事態が発生した場合には、代表取締役もしくは代表取締役が指名する執行役員を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームを組織して迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を適時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び戦略に関わる重要事項については執行役員会において議論を行い、その審議を経て取締役会で執行決定を行う。
- ② 当社は、取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定める。

(5) 会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社並びに子会社は、人材面、資金面、情報統制面における統制環境を整備し、当社の執行役員が当社並びに子会社の管理・指導を行う「担当執行役員制度」を設け、担当執行役員は担当各社の使用人に対して、内部統制方針の理念に従い、統制環境の整備、啓蒙その他必要な指導を行う。
- ② 代表取締役は、定期的に執行役員会を開催し、当社並びに子会社の業務適正判断、各社の統制環境の整備、啓蒙その他必要な指導を行う。
- ③ 当社並びに子会社は、相互連携を推進し、積極的な事業拡張と事業基盤の拡充に伴う内部統制上の諸問題についても内部統制に係る社内規程として整備、運用し、また職務権限規程を適宜見直し、重要な事項の意思決定に当社の関与を求めるほか、当社監査役が子会社監査役と連携して監査業務を実施し、当社並びに子会社における業務の適正を確保する。

(6) 監査役のその職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命、異動、評価、懲戒は監査役会の意見を尊重したうえで行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保する。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役及び使用人は、重要な月次報告、重要な会計方針・会計基準の変更、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項、重大な法令・定款及び社内規程違反、内部監査室による内部監査報告書、内部統制報告書等の監査役会に報告すべき事項及び時期についてのルールを定め、当該ルールに基づき、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査役会に報告する。
- ② 前項に関わらず、監査役会はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ③ 当社は、内部通報規程の適切な運用、内部通報窓口等の維持により、法令違反その他コンプライアンス上の問題についてコンプライアンス委員会、監査役会への適切な報告体制を確保する。
- ④ 監査役会は、代表取締役及び会計監査人と定期的に意見交換を行う。

(8) 反社会的勢力排除に向けた体制

- ① 当社は、社会秩序に脅威を与えるような反社会的勢力に対して、コンプライアンス、財務報告の信頼性を確保する観点から、毅然とした態度で臨むことを基本とする。
- ② 当社は、反社会的勢力に対しては管理本部担当執行役員もしくはその者が指名した者がその対応を行い、取締役、執行役員、顧問弁護士や関係行政機関との連携を図る。

(9) 財務報告に係る内部統制

当社は、財務報告の信頼性を確保する観点から、財務報告に係る内部統制の整備・評価を実施し、監査役会、取締役会及び執行役員会に報告し、取締役会及び執行役員会は財務報告に係る内部統制の継続的な改善を図る。

4. 会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容（概要）

当社グループの事業内容としてはBPO事業を行っております。BPO事業はITビジネスにおけるそれぞれの場面に応じて、①営業・販売支援、②導入・設置・交換支援、③運用支援の3つのサービスを行っております。

近年では、わが国においても企業の成長戦略として企業買収や事業買収が多用されるようになってきておりますが、当社といたしましても、このような市場原理に基づくダイナミズムの活用が企業の成長にとって重要なものであると認識しております。また証券取引所に株式を上場している企業として多様な価値観を有する株主の存在を認めており、大量買付行為を含む当社の支配権の異動については株主の皆様により最終的な判断を下されるべきであると考えております。

しかし当社の企業価値の源泉が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することとなる大量買付を行う者の下においても、中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。したがって当社の企業価値あるいは株主共同の利益を毀損するおそれがあるが、株式の大量買付を行う者の目的等から認められる場合には、そうした大量買付行為は不適切であると考えます。

さらに、株式の大量買付行為の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるものや、対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値や株主共同の利益に資さないものもあります。当社は、これらの大量買付行為も不適切なものであると考えます。

以上を当社の基本方針とするものでありますが、上記のような要件に該当する当社株式の大量買付行為が行われようとした場合において、当社がその大量買付行為に対して反対する旨を表明するに止まるものであり、原則として当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることの防止策を株主総会や取締役会で決議し定めるものではありません。

しかしながら、株主の皆様それぞれが納得のいく判断を下すことが可能となる環境を確保するため、法令、証券取引所等の諸規則及び当社定款の定めが認める範囲内において、可能かつ相当な対抗策を講じることを今後検討してまいります。当社は当社株式の大量買付行為等について日常的にチェック活動を行い、株主の皆様のご共同の利益や企業価値を損なうことがないように機動的に対応していく所存であります。

(2) 基本方針を実現するための取り組み（概要）

- ① 当社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取り組み

基本方針に記載のとおり、当社経営方針に基づき中長期的に飛躍することを目指した取り組みを行ってまいります。その中で成長性・収益性・効率性などについて会社財産が有効に活用されるよう図ってまいります。

- ② 基本方針に照らして不適切な者によって当該株式会社の財産及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

イ. 手続の概要

当社は当社株式に対する大量買付行為が行われるに際して、これに先立ち、独立性の高い社外有識者等からなる独立委員会が、情報収集、その検討及び株主に対する意思表明を行うことが適切であると判断し、以下の手続（以下「本ルール」といいます）をとることといたします。

ロ. 手続の内容

a. 本ルールの運用対象

本ルールは下記(一)または(二)に該当する当社株券等の買付もしくはこれに類似する行為またはその提案（以下、併せて「買付等」といいます）がなされる場合に適用されます。(一)または(二)に該当する買付等を行おうとする者はあらかじめ本ルールに従うものとします。

(一)当社が発行者である株券等について、保有者の株券等所有割合が20%以上となる買付

(二)当社が発行者である株券等について、公開買付にかかる株券等の株券等所有割合及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

b. 独立委員会

当社はa.に定める対象者が現れた場合、その買付者が不適切な者でないか否かを客観的に判断するための組織として、取締役会決議により当社経営陣からの独立性の高い社外有識者等で構成される独立委員会を設置いたします。独立委員会は買付者等に対する事前の情報提供の要求、買付等の内容の検討・判断、買付等に対する意見の表明等を行うことを予定しており、これにより当社大量買付行為に関する手続の客観性・合理性・透明性を高めることを目的としています。

c. 本ルールの内容

(一)必要情報の提供

独立委員会は、当社取締役会の同意を得ることなく上記a.に定める買付等を行う買付者等に対し、買付等の実行に先立ち当社に対して、当該買付等の内容の検討に必要な情報を提出するよう要請します。

(二) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

独立委員会は、買付者等から本必要情報が全て提出された場合、当社取締役会に対しても独立委員会が定める期間内に買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他独立委員会が適宜必要と認める情報を提示するよう要求することができます。また独立委員会は、適宜必要と判断した場合には、当社の従業員、取引先、顧客等の利害関係者に対しても意見を求めます。

独立委員会は、買付者等及び当社取締役会から情報を受領してから最長60日間が経過するまでの間（以下「検討期間」といいます）、買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討、買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。

独立委員会は、買付者等から本必要情報が提出された事実及び本必要情報その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、独立委員会が適切と判断する時点で、株主の皆様に対する情報開示を行います。

(三) 独立委員会による意見等の開示

独立委員会は、上記(二)の検討期間を経た上、買付者等による買付等が、不適切な買付等に係る要件のいずれかに該当するか否かについて判断するものとし、その結果及びその理由その他当該買付者等に関する株主の判断に資すると判断する情報を、株主の皆様に対し情報開示するものとし、ます。

他方、独立委員会は、当初の検討期間終了時までには、上記の判断を行うに至らない場合には、その旨を情報開示した上で、買付等の内容の検討に必要とされる範囲内で、検討期間を延長することもできますこととします。

d. 本ルールによる対抗措置の発動

(一) 買付者等が本ルールを遵守せず、大量買付行為を継続した場合、関連法令、証券取引所規則等及び当社定款を遵守し、取締役会及び株主総会の承認の上、買付者等の買付手段及び当社の状況に応じ最も適切と判断した対抗措置を取り得るものと考えます。

(二) 買付者等が本ルールを遵守している場合には、買付行為等に対する対抗措置を発動しません。ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される以下のⅠ.乃至Ⅴ.いずれかの場合には、前記(一)と同様の取締役会及び株主総会の承認の上、対抗措置を取り得るものと考えます。

Ⅰ. 当社の株式等を自らまたは自らの関連会社・関連ファンド等によって買い占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為

- II. I.と同様の方法により当社の経営を一時的に支配し、取締役会の報告・議論からM&Aの進捗等の当社経営の重要な情報や業界動向の情報を得た上、知的財産、企業機密、取引先などの当社グループの重要な資産等を廉価に取得する、あるいは子会社を通じ当社と競合する可能性のある業務に参入したり、従業員の引き抜き行為等、当社の株主共同利益を毀損することによって買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
- III. 当社グループの資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- IV. 当社の経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- V. その他、当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく低下させると合理的に判断される場合

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループでは、重点分野への積極的な投資等により確固たる競争力を早期に築くことが重要な課題の一つであると認識しておりますが、株主に対する利益還元についても重要な経営の課題として認識しております。

しかしながら、当期の配当に関しましては、繰越欠損金は解消したものの、今後の安定配当及び内部留保の一段の充実の観点から、誠に遺憾ながら当期末の利益配当を見送ることといたしました。なお、当社グループの継続的、安定的な利益配当の方針に変更はございませんので、今期以降の配当(復配)につきましては、経営成績及び財政状態を勘案しつつ、判断してまいります。

連結貸借対照表

(平成26年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,966,871	流 動 負 債	1,525,287
現金及び預金	1,376,582	買掛金	134,498
受取手形及び売掛金	1,413,835	短期借入金	185,000
繰延税金資産	32,053	1年内償還予定の社債	114,000
その他	146,081	1年内返済予定の長期借入金	75,514
貸倒引当金	△1,681	リース債務	21,367
固 定 資 産	591,243	未払金	721,932
有形固定資産	111,269	未払法人税等	64,510
工具器具備品	17,362	その他	208,464
リース資産	73,454	固 定 負 債	500,972
その他	20,451	社債	251,000
無形固定資産	83,857	長期借入金	130,486
のれん	44,910	リース債務	57,630
その他	38,947	繰延税金負債	42,901
投資その他の資産	396,116	退職給付に係る負債	5,241
投資有価証券	268,604	その他	13,712
長期貸付金	202,155		
その他	228,344	負 債 合 計	2,026,259
貸倒引当金	△302,987	純 資 産 の 部	
		株主資本	1,434,012
		資本金	1,002,602
		資本剰余金	108,359
		利益剰余金	463,446
		自己株式	△140,395
		その他の包括利益累計額	89,472
		その他有価証券評価差額金	89,472
		新株予約権	8,371
		純 資 産 合 計	1,531,855
資 産 合 計	3,558,115	負 債 及 び 純 資 産 合 計	3,558,115

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自 平成25年11月1日)
(至 平成26年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		9,402,286
売上原価		7,403,958
売上総利益		1,998,328
販売費及び一般管理費		1,664,340
営業利益		333,988
営業外収益		
受取利息	2,895	
受取配当金	3,235	
手数料収入	3,199	
貸倒引当金戻入額	9,338	
その他	4,138	22,807
営業外費用		
支払利息	13,943	
支払保証料	5,137	
その他	924	20,005
経常利益		336,789
特別損失		
固定資産除却損	6,392	6,392
税金等調整前当期純利益		330,397
法人税、住民税及び事業税	88,562	
法人税等調整額	△304	88,257
少数株主損益調整前当期純利益		242,139
当期純利益		242,139

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自 平成25年11月1日）
（至 平成26年10月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成25年11月1日 残高	1,002,602	108,359	221,307	△140,395	1,191,872
連結会計年度中の変動額					
当 期 純 利 益	—	—	242,139	—	242,139
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	242,139	—	242,139
平成26年10月31日 残高	1,002,602	108,359	463,446	△140,395	1,434,012

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
平成25年11月1日 残高	96,929	96,929	405	1,289,208
連結会計年度中の変動額				
当 期 純 利 益	—	—	—	242,139
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△7,457	△7,457	7,965	508
連結会計年度中の変動額合計	△7,457	△7,457	7,965	242,647
平成26年10月31日 残高	89,472	89,472	8,371	1,531,855

（注） 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はございません。

2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 3社
- ・主要な連結子会社の名称 スリープロ株式会社
スリープロウィズテック株式会社
スリープロエージェンシー株式会社

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はございません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度は、連結会計年度と同一であります。

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産 定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
(リース資産を除く)

建物 8年から15年

工具器具備品 3年から15年

ロ. 無形固定資産

(リース資産を除く)

- ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- ③ 重要な引当金の計上基準
貸倒引当金
債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ④ 重要なヘッジ会計の方法
イ. ヘッジ会計の方法
金利スワップについて特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。
ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…金利スワップ
ヘッジ対象…借入金
ハ. ヘッジ方針
金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。
ニ. ヘッジ有効性評価の方法
特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。
- ⑤ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
イ. 繰延資産の処理方法
社債発行費は発行時に全額費用処理しております。
ロ. のれんの償却方法及び償却期間
のれんは、その効果が発現すると見積られる期間（5年又は10年）で均等償却しております。
ハ. 退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
ニ. 重要な収益及び費用の計上基準
請負工事及び受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準
請負工事及び受注制作のソフトウェア（以下、請負工事等という。）に係る収益の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる場合で且つ重要性が認められるものについては工事進行基準（進捗率の見積りは、原価比例法）を、その他の請負工事等については工事完成基準（検収基準）を適用しております。
ホ. 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更

該当事項はございません。

4. 表示方法の変更

該当事項はございません。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

110,385千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	5,752,200株	一株	一株	5,752,200株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	546,000株	一株	一株	546,000株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はございません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はございません。

(4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

	第6回	第10回	第17回
	平成17年1月27日 定時株主総会決議分	平成18年1月27日 定時株主総会決議分	平成25年9月3日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	6,000株	43,500株	103,000株
新株予約権の数	20個	145個	103,000個

	第18回
	平成26年5月23日 取締役会決議分
目的となる株式の種類	普通株式
目的となる株式の数	206,000株
新株予約権の数	206,000個

7. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループの事業資金調達については、金融機関からの借入及び社債発行によっております。また、資金運用については、信用リスクの低いものにより運用を行い、デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機目的の取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

受取手形及び売掛金並びに長期貸付金は、顧客及び貸付先の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。また、取引先企業及び従業員に対し長期貸付を行っております。

買掛金及び未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金、社債及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、運転資金の調達を目的としたものであり流動性リスクに晒されております。借入金の一部については、金利変動リスクに晒されておりますが、金利スワップ取引を利用することで、ヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、「2. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計処理基準に関する事項 ④重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

受取手形及び売掛金並びに長期貸付金に係る信用リスクについては、グループ各社の社内規程に従い、期日・残高管理を行っております。回収懸念先については月次の執行役員会または週次の営業幹部会議にて信用状況を把握する体制としております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、一部の借入金に係る支払利息の変動リスクを抑制するために金利スワップ取引を利用しております。

当社グループは、投資有価証券については四半期ごとに時価や発行企業（取引先企業）の財務状況を把握したうえで取引企業との関係を勘案しつつ保有状況の見直しをしております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従っております。

③ 流動性リスクの管理

当社グループは、財務経理部において資金繰り計画を作成する等の方法により、流動性リスクを随時管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年10月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません（(注)2をご参照ください）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,376,582	1,376,582	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,413,835	1,413,835	—
(3) 投資有価証券	261,851	261,851	—
(4) 長期貸付金	202,155	—	—
貸倒引当金	△200,877	—	—
	1,277	1,277	—
資産計	3,053,547	3,053,547	—
(1) 買掛金	134,498	134,498	—
(2) 短期借入金	185,000	185,000	—
(3) 未払金	721,932	721,932	—
(4) 社債	365,000	365,582	582
(5) 長期借入金	206,000	205,717	△283
(6) リース債務	78,998	79,602	604
負債計	1,691,429	1,692,332	902

(注)1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。
また、その他有価証券において、種類ごとの取得価額又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びそれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	種類	取得価額	連結貸借対照表計上額	差額
連結貸借対照表計上額が取得価額を超えるもの	株式	126,684	259,277	132,592
	小計	126,684	259,277	132,592
連結貸借対照表計上額が取得価額を超えないもの	株式	2,930	2,574	△356
	小計	2,930	2,574	△356
合計		129,614	261,851	132,236

上記の表中にある「取得価額」は減損処理後の帳簿価額であります。

(4) 長期貸付金

長期貸付金は、回収状況に問題のある貸付先に対しては、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債(1年内償還予定の社債を含む)

これらの時価については、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)、(6) リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入またはリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金・リース債務には、1年以内返済予定の長期借入金・リース債務を含んでおります。長期借入金のうち金利スワップの特例処理の対象となっているものについては、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものであり、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注) 2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
投資有価証券（非上場株式）	6,753

これらについて、市場価格がなく、かつ、時価を把握することが極めて困難と認められることから「(3)投資有価証券」には含めておりません。

(注) 3 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,376,582	—	—	—
受取手形及び売掛金	1,413,835	—	—	—
長期貸付金	1,900	1,277	—	—
合計	2,792,318	1,277	—	—

長期貸付金のうち198,977千円については、償還予定額が見込めないため上記金額に含めておりません。

(注) 4 社債、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
社債	114,000	251,000	—	—
長期借入金	75,514	130,486	—	—
リース債務	21,367	57,630	—	—
合計	210,881	439,116	—	—

8. 賃貸等不動産に関する注記

該当事項はございません。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 292円63銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 46円51銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

11. その他の注記

該当事項はございません。

連結計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年12月15日

スリープログループ株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指 定 社 員 公認会計士 若 槻 明 ⑩
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 片 岡 嘉 徳 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スリープログループ株式会社の平成25年11月1日から平成26年10月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スリープログループ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

貸借対照表

(平成26年10月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	353,563	流動負債	429,943
現金及び預金	95,829	短期借入金	185,000
貯蔵品	342	1年内償還予定の社債	60,000
前払費用	13,438	未払金	83,974
短期貸付金	6,999	未払費用	84,448
未収入金	236,926	未払法人税等	12,310
その他	26	預り金	4,210
固定資産	1,993,699	固定負債	802,813
有形固定資産	11,031	社債	130,000
建物	3,610	関係会社長期借入金	630,050
車両運搬具	199	繰延税金負債	42,763
工具器具備品	7,167	負債合計	1,232,757
リース資産	53	純資産の部	
無形固定資産	8,935	株主資本	1,016,661
ソフトウェア	8,458	資本金	1,002,602
リース資産	45	資本剰余金	108,359
その他	431	資本準備金	35,524
投資その他の資産	1,973,731	その他資本剰余金	72,834
投資有価証券	268,604	利益剰余金	46,095
関係会社株式	1,700,298	利益準備金	3,949
長期貸付金	10,612	その他利益剰余金	42,146
従業員長期貸付金	1,277	繰越利益剰余金	42,146
長期未収入金	30,986	自己株式	△140,395
差入保証金	48,894	評価・換算差額等	89,472
貸倒引当金	△40,941	その他有価証券評価差額金	89,472
投資損失引当金	△46,000	新株予約権	8,371
資産合計	2,347,262	純資産合計	1,114,504
		負債及び純資産合計	2,347,262

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成25年11月 1 日)
(至 平成26年10月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	431,280
営 業 費 用	436,075
営 業 損 失	4,795
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	239
受 取 配 当 金	3,235
受 取 手 数 料	12,296
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,338
そ の 他	1,372
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	13,839
社 債 利 息	1,077
支 払 保 証 料	2,361
そ の 他	425
経 常 損 失	4,017
税 引 前 当 期 純 損 失	4,017
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	13,119
法 人 税 等 調 整 額	△186
当 期 純 損 失	16,950

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成25年11月1日)
(至 平成26年10月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
平成25年11月1日 残高	1,002,602	35,524	72,834	108,359	3,949	59,096	63,046
事業年度中の変動額							
当期純損失	—	—	—	—	—	△16,950	△16,950
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—	△16,950	△16,950
平成26年10月31日 残高	1,002,602	35,524	72,834	108,359	3,949	42,146	46,095

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 計 合 計
	自己株式	株主資本合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成25年11月1日 残高	△140,395	1,033,611	96,929	96,929	405	1,130,947
事業年度中の変動額						
当期純損失	—	△16,950	—	—	—	△16,950
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	△7,457	△7,457	7,965	508
事業年度中の変動額合計	—	△16,950	△7,457	△7,457	7,965	△16,442
平成26年10月31日 残高	△140,395	1,016,661	89,472	89,472	8,371	1,114,504

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はございません。

2. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 子会社株式

移動平均法による原価法

ロ. その他有価証券

・時価のあるもの

事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

（リース資産を除く）

建物 10年から15年

工具器具備品 3年から10年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間

（リース資産を除く）

（5年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態及び回収可能性を勘案し、必要額を計上しております。

(4) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の条件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金

③ ヘッジ方針

金利リスクの低減並びに金融収支改善のため、対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

④ ヘッジ有効性評価の方法 特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる事項

イ. 繰延資産の処理方法 社債発行費は発行時に全額費用処理しております。

ロ. 消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

3. 会計方針の変更

該当事項はございません。

4. 表示方法の変更

該当事項はございません。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 31,251千円

(2) 債務保証

銀行借入及び社債発行に対する債務保証

スリープロ(株) 316,577千円

スリープロウィズテック(株) 64,423千円

合計 381,000千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

① 短期金銭債権 234,489千円

② 短期金銭債務 7,585千円

③ 長期金銭債務 630,050千円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 営業収益 431,280千円

② 営業費用 46,713千円

③ 営業取引以外の取引高

手数料収入 12,296千円

支払利息 10,336千円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	546,000株	—株	—株	546,000株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）	
未払賞与	8,420千円
その他	2,376千円
小計	10,796千円
評価性引当額	△10,796千円
合計	— 千円
繰延税金資産（固定）	
投資有価証券評価損	7,955千円
子会社株式評価損	347,098千円
投資損失引当金	16,394千円
貸倒引当金	14,591千円
その他	582千円
小計	386,622千円
評価性引当額	△386,622千円
合計	— 千円
繰延税金負債（固定）	
その他有価証券評価差額金	42,763千円
合計	42,763千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関係内容	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)				
子会社	スリープロ(株)	所有 直接100%	経営指導 役員の兼任 資金の貸付 債務保証 被債務保証	経営指導料 (注 1)	396,000	未収入金	218,481				
				出向者人件費	579,362						
				受取手数料 (注 2)	11,757						
								資金の借入	30,000	長期借入金	357,050
								利息の支払	5,797	未払費用	—
								債務保証 (注 4)	316,577	—	—
								被債務保証 (注 5)	60,000	—	—
子会社	スリープロウイズテック(株)	所有 直接100%	経営指導 役員の兼任 資金の借入 債務保証	資金の借入	—	長期借入金	205,000				
				利息の支払	3,408	未払費用	—				
				債務保証 (注 4)	64,423	—	—				
子会社	スリープロエージェンシー(株)	所有 直接100%	経営指導 役員の兼任 資金の借入	資金の借入	—	長期借入金	68,000				

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 経営指導料等については、当社想定サービスコスト等に基づき、グループサービスフィーを算定し、当社グループ按分基準により算出しております。
2. 上記取引については、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
3. 資金の貸付・借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、担保の差入及び受入はありません。
4. 子会社の銀行借入及び社債発行に対する債務保証に係る連帯保証を行っております。なお、保証料は受領していません。
5. 当社の社債発行に対する債務保証に係る連帯保証を受けております。なお、保証料は支払っていません。
6. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

10. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 212円46銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 3円26銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はございません。

12. その他の注記

該当事項はございません。

計算書類に係る監査報告

独立監査人の監査報告書

平成26年12月15日

スリープログループ株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

指 定 社 員 公認会計士 若 槻 明 ⑩
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 片 岡 嘉 徳 ⑩
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スリープログループ株式会社の平成25年11月1日から平成26年10月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成25年11月1日から平成26年10月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人UHY東京監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成26年12月16日

スリープログループ株式会社 監査役会

常勤監査役 井 田 眞 ⑩

社外監査役 加 地 誠 輔 ⑩

社外監査役 石 井 泰 次 ⑩

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期が満了します。つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	村田 峰人 （昭和45年10月7日生）	<p>平成9年9月 株式会社ウィルクリエイト 入社 平成10年9月 同社 取締役就任 平成14年10月 エスピーアイ・プロモ株式会社 入社 平成15年6月 ネオ・コミュニケーションズ・オムニメディア株式会社 取締役就任 平成16年7月 ウィナ株式会社（現 WELLCOM株式会社）代表取締役就任（現任） 平成19年3月 株式会社ウェルコム・パートナーズ（現 SPRING株式会社）代表取締役就任（現任） 平成24年12月 株式会社アドテック 監査役就任（現任） 平成26年1月 当社 代表取締役就任 平成26年8月 当社 代表取締役社長就任（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] SPRING株式会社 代表取締役社長 WELLCOM株式会社 代表取締役社長 株式会社アドテック 社外監査役</p>	—
2	古野 孝志 （昭和30年7月26日生）	<p>昭和55年4月 新日本製鐵株式会社入社 昭和62年4月 日興証券株式会社入社 平成10年7月 医療産業株式会社入社 平成13年7月 エブリデイ・ドット・コム株式会社入社 平成18年7月 株式会社G C I キャピタル入社 平成23年7月 株式会社グローバルBPO入社 当社 執行役員就任 平成23年11月 当社へ転籍 平成25年1月 当社 取締役副社長就任（現任） 平成25年8月 スリープロウィズテック株式会社 代表取締役就任（現任）</p> <p>[重要な兼職の状況] スリープロウィズテック株式会社 代表取締役</p>	1,800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	ロバート・ファン (昭和20年4月24日生)	昭和55年11月 SYNEX(U.S.A.) [N.Y. 上場・旧COMPAC Microelectronics Inc.] 創業 平成22年12月 シネックスインフォテック株式会社 代表取締役社長就任 平成23年8月 同社 代表取締役会長就任 平成23年8月 当社 取締役会長就任 平成26年8月 当社 取締役就任(現任) [重要な兼職の状況] SB PACIFIC CORPORATION LIMITED 代表取締役	—
4	関戸明夫 (昭和23年6月28日生)	昭和47年4月 東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社) 入社 昭和58年6月 三協工業株式会社 取締役社長就任 平成7年6月 株式会社シネックス 取締役社長就任 平成19年6月 株式会社グローバルBPO 代表取締役社長就任 平成20年6月 日本代行商事株式会社(現株式会社NDS) 代表取締役社長就任 平成22年12月 シネックスインフォテック株式会社 監査役就任 平成23年6月 当社 専務執行役員就任 平成23年8月 当社 代表取締役就任 平成26年8月 当社 取締役会長就任(現任)	228,217株
5	北村章彦 (昭和18年4月29日生)	昭和37年4月 株式会社東京精密入社 昭和46年10月 兼松エレクトロニクス株式会社入社 平成13年6月 同社 専務取締役就任 平成15年6月 同社 代表取締役社長就任 平成25年1月 当社 取締役就任(現任)	—

- (注) 1. 取締役候補者のうち、ロバート・ファン氏および北村章彦氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。なお、当社の社外取締役に就任してからの期間は、本総会の終結の時をもって、ロバート・ファン氏が3年5ヶ月、北村章彦氏が2年であります。
2. 社外取締役候補者の選任理由につきましては、以下のとおりであります。
ロバート・ファン氏につきましては、既に3年5ヶ月間当社の社外取締役として、公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も引き続き取締役会の意思決定に際して適切な指導をお願いできるものと判断しました。
北村章彦氏につきましては、既に2年間当社の社外取締役として、経営者として培った豊富な経営経験をもとに、当社の経営上の重要事項につき、各種提言、指導をいただき、当社の経営上の重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしていただいております。
3. 当社は、取締役候補者ロバート・ファン氏および取締役候補者北村章彦氏との間で、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約をそれぞれ締結しており、同氏らが選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 取締役候補者村田峰人氏は、WELLCOM株式会社の代表取締役社長も兼務しておりますが、同社は当社と取引関係があります。
5. 当社は、取締役候補者北村章彦氏を金融商品取引所の定めに基づき独立役員として届け出ており、同氏が選任された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

第2号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって監査役加地誠輔氏及び井田眞氏は任期満了となり、石井泰次氏は本総会終結の時をもって辞任されますので、監査役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案の候補者はいずれも辞任する監査役の補欠として選任されるものではなく、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	加地誠輔 (昭和19年1月9日生)	昭和41年4月 野村証券株式会社入社 岡山支店勤務 平成元年6月 同社大阪支店公開引受部長 平成8年6月 野村ファイナンス株式会社入社 営業第1部長 平成10年10月 株式会社日本商工ファイナンス入社 代表取締役社長就任 平成13年6月 株式会社オリカキャピタル入社 取締役副社長就任 平成17年10月 アクセリア株式会社入社 常勤監査役就任(現任) 平成23年2月 当社 監査役就任(現任) [重要な兼職の状況] アクセリア株式会社 常勤監査役	—
2	井田眞 (昭和28年2月27日生)	昭和50年4月 三菱商事株式会社入社 平成4年11月 オーストラリア三菱商事株式会社メルボルン支店 鉄鋼部長 平成13年10月 株式会社シネックス入社 総務人事部長 平成15年10月 株式会社シネックス退職 平成24年7月 当社 内部監査室長 平成25年1月 当社 監査役就任(現任)	—
3	稲村勝巳 (昭和40年4月3日生)	平成元年4月 野村証券株式会社入社 平成12年4月 損保ジャパン株式会社(現損保ジャパン日本興亜株式会社)入社 平成13年4月 SBI証券株式会社入社 平成14年4月 KOB E証券株式会社(現インヴァスト証券株式会社)入社 平成18年4月 Eオーナーズ株式会社 代表取締役就任 平成23年11月 SPRING株式会社入社 平成24年3月 同社 取締役就任(現任) 平成24年6月 WELLCOM株式会社 取締役就任(現任) 平成24年9月 WELLCOM IS株式会社 取締役就任(現任)	—

- (注) 1. 監査役候補者のうち、加地誠輔氏および稲村勝巳氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。なお、加地誠輔氏が当社の社外監査役に就任してからの期間は、本総会の終結の時をもって3年11ヶ月であります。
2. 加地誠輔氏を社外監査役候補者とした理由は、既に3年11ヶ月間当社の社外監査役として指導していただいております、引き続き同氏が経営者として培った豊富な経営経験を、当社の

- 監査に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
3. 稲村勝巳氏を社外監査役候補者とした理由は、Eオーナーズ株式会社代表取締役、SPRING株式会社取締役等の役職を歴任しており、会社経営に関する豊富な実務経験と幅広い見識を有していることから当社の社外監査役に適任であると判断し、選任しております。
 4. 当社は、社外監査役候補者加地誠輔氏との間で、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結しており、同氏が選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
 5. 社外監査役候補者稲村勝巳氏が選任された場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が定める額に限定する契約を締結する予定であります。

第3号議案 社外取締役及び監査役に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額および具体的な内容決定の件

当社の取締役及び監査役に対する報酬額は、平成21年1月29日開催の第32期定時株主総会において、取締役について年額3億円以内（うち社外取締役の報酬額を5,000万円以内、使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない）、監査役について年額1億円以内に改定してご承認いただき、更に取締役については、平成26年1月29日開催の第37期定時株主総会において、従来の取締役の報酬額とは別枠で、社外取締役を除く取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額3,000万円以内で発行することにつきご承認を頂いて、今日に至っておりますが、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めるため、社外取締役及び監査役に対しても、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を付与することといたしたく、当該ストックオプションに関する報酬等の額及び具体的な内容のご承認をお願いするものであります。

取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の報酬額については、年額3,000万円以内とする点は変更せず、そのうち年額1,000万円以内を、社外取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の報酬額とすることについてご承認をお願いするものであります。また、監査役については、従来の監査役の報酬額とは別枠で、監査役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を年額1,000万円以内で発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

株式報酬型ストックオプションの付与については、新株予約権の割当を受けた社外取締役または監査役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬債権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより新株予約権を取得させるものであります。ストックオプションの報酬等の額は、新株予約権を割当ての日において算出した新株予約権1個当たりの公正価値に、割当ての新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

当社の取締役は5名（うち社外取締役2名）、監査役は3名であり、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役2名）、監査役は3名となります。

記

取締役及び監査役に報酬として発行する新株予約権の内容は次のとおりであります。

1. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は1株とする。

なお、本議案の決議の日（以下、「決議日」という）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合で付与株式数の調整を行うことが適切なきときは、次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、当社が吸収合併若しくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当社は合併比率等に応じ必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとする。

(2) 新株予約権の総数

取締役については100,000個（うち社外取締役については30,000個）を、監査役については30,000個を、各事業年度に係る株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とする。ただし、本総会終結の日以後において、上記（1）に定める場合に該当する場合は、同様の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方式により算定された新株予約権の公正価格を基準として取締役会において定める額とする。なお、当該払込金額は、各取締役及び監査役の当社に対する同額の報酬債権と相殺する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株あたりの行使価額に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その金額が、割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は当該終値を行使価額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間は以下の通りとする。

割当数の25%：新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より新株予約権の付与決議の翌日から10年を経過する日まで。

割当数の25%：新株予約権の割当日の翌日から3年を経過した日より新株予約権の付与決議の翌日から10年を経過する日まで。

割当数の25%：新株予約権の割当日の翌日から4年を経過した日より新株予約権の付与決議の翌日から10年を経過する日まで。

割当数の25%：新株予約権の割当日の翌日から5年を経過した日より新株予約権の付与決議の翌日から10年を経過する日まで。

ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたる場合は、その前営業日を最終日とする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監

査役又は従業員の内いずれかの地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、当社又は当社子会社の取締役又は監査役の任期満了による退任、当社又は当社子会社の従業員の定年による退職、その他正当な事由により、当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位を喪失した場合はこの限りではない。

- ② 新株予約権の割当てを受けた者の相続人による新株予約権の行使はこれを認めない。
- ③ 新株予約権者は、禁錮以上の刑に処せられたことがなく、かつ、法令または当社の内部規律に違反したことが無いことを要す。

(8) 新株予約権の取得条項

(ア) 当社は、新株予約権者が上記(7)による新株予約権の行使に該当しなくなった場合は、当社の取締役会が別途定める日を以て、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(イ) 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、又は、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社の取締役会が別途定める日を以て、新株予約権を無償で取得することができる。

(9) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(10) 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(11) 新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容等については、取締役会の決議によって定める。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区西新宿七丁目21番20号

関東交通共済協同組合ビル 地下2階

関交協ハーモニックホール

Tel (03)6913-5027



○交通機関

東京メトロ 丸ノ内線「西新宿」駅より 徒歩4分

都営地下鉄 大江戸線「都庁前」駅より 徒歩8分

JR線・小田急線・京王線「新宿」駅より 徒歩6分